

2021年7月29日

学生の皆さんへ

理事・副学長（教育・国際担当）

8月4日以降における授業等の入構制限について（通知）

7月12日～8月22日における授業等の実施や学生の入構制限については、7月9日付け理事・副学長（教育・国際担当）通知「7月12日以降における授業等の実施方法について（通知）」でお知らせしたところですが、最近の東京都における新型コロナウイルス感染症のこれまでにない新規感染者数の増加及び本学での感染者の急増に鑑み、改めて本学としての対応を検討しました。その結果、8月4日～8月31日の期間の入構については、対面授業への参加、学位論文作成のための研究等を行う学部4年生及び大学院学生等に限り認めますので、担当教員の指示に従ってください。

なお、構内への入構に当たっては、必ず学生証が必要となりますので携行してください。

最近ではデルタ株の流入等により、若年層の感染、重症化、また、屋外での感染例や一つの密での感染例も報告されおり、大学においても更なる注意が必要な状況となっています。授業や研究のために入構する場合はもちろんですが、その前後においても気を緩めることなく感染防止対策の徹底をお願いします。

学生の皆さんの安全と学修機会の確保を両立させるとともに、新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束で皆さんの望む大学生活を取り戻すために、今回の対応への理解と協力をお願いします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等により対応を見直す場合は、改めて周知いたします。